

# 事務事業評価シート

(平成 25 年度実施事業)

事務事業名	地域協議会運営事業			事業コード	1781
所属コード	151000	課等名	玉山総合事務所総務課	係名	地域政策担当
課長名	佐々木 忠哉	担当者名	加藤 宏之	内線番号	4400-220
評価分類	<input checked="" type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 公の施設 <input type="checkbox"/> 大規模公共事業 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 内部管理				

## 1 事務事業の基本情報

### (1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	信頼される質の高い行政	コード	8
	施策	計画的で効率的な行政運営の推進	コード	2
	基本事業	計画行政の推進	コード	1
予算費目名	一般会計 2 款 1 項 6 目 地域協議会事務 (014-01)			
特記事項				
事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度 <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度	開始年度	平成 17 年度	
根拠法令等	地方自治法第 202 条の 5 第 1 項による			

### (2) 事務事業の概要

地域自治区「玉山区」の設置に伴い置かれた、玉山区地域協議会の運営事務

### (3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

平成 18 年 1 月 10 日、旧玉山村を編入する合併に伴って旧合併特例法に基づく地域自治区を設置したことにより、地方自治法で定められている地域協議会を同時に設置したことによる。設置する期間は地域自治区の設置期間と同様の平成 18 年 1 月 10 日から平成 28 年 3 月 31 日までとなっている。

### (4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

現在、第 5 期目の委員の任期期間であるが、地域自治区「玉山区」の設置期間が残り 2 カ年度となり、期間終了後の玉山区のあり方の検討が必要となっている。

平成 19 年に玉山区地域協議会が実施した住民アンケートでは“地域協議会の活動が見えない”、“玉山区住民の意見を十分反映できるよう努めてほしい”などの意見があった。

平成 20 年 3 月の市議会定例会の一般質問において、市として地域協議会の意見を聞いていないのではないかといった質問があった。

平成 23 年 12 月には地域協議会の意見書として「地方自治法に基づく地域自治区の設置について」市長あてに要望を提出したが、市長からは「現時点での設置は考えていない」旨の回答があった。

平成 25 年 3 月に委員全員で構成する自主的な内部検討会である玉山区地域自治区制度検討会を設置し、25 年 8 月から 9 月に玉山区内 12 会場で住民懇談会を実施、12 月には玉山区内の全世帯を対象にアンケート調査を行なった。今後住民の意向を集約し、地域自治区設置期限後の玉山区に関して提言をまとめることとしている。

## 2 事務事業の実施状況 (Do) . . . . .

### (1) 対象 (誰が, 何が対象か)

地域協議会委員及び玉山区の住民

### (2) 対象指標 (対象の大きさを示す指標)

指標項目	単位	23年度 実績	24年度 実績	25年度 計画	25年度 実績	26年度 見込み
A 地域協議会の委員数	人	15	15	15	15	15
B 玉山区の住民	人	12,886	12,727	12,727	12,634	12,634
C						

### (3) 25年度に実施した主な活動・手順

- ・玉山区地域協議会を7回開催し、諮問事項3件、報告事項13件、自主的審議事項5件の計21件を協議した。
- ・椎川忍氏（前総務省自治財政局長・元地域力創造審議官）の講演、玉山区地域協議会の活動概要についての報告を交えた「玉山区地域づくり大会」を開催した。
- ・静岡市及び浜松市三ヶ日地域協議会を視察研修した。
- ・玉山区地域協議会だより「ひめかみ」を4回発行し、玉山区内各世帯に配布した。
- ・平成25年3月に内部検討会の玉山区地域自治区制度検討会を立ち上げ25年8月から9月に玉山区内12会場で住民懇談会を実施、12月には玉山区内の全世帯を対象にアンケート調査を行なった。

### (4) 活動指標 (事務事業の活動量を示す指標)

指標項目	単位	23年度 実績	24年度 実績	25年度 計画	25年度 実績	26年度 目標値
A 開催回数(部会を含む)	回	10	8	7	7	12
B 委員出席率	%	84	97	100	82	100
C 協議件数	件	30	38	38	21	36

### (5) 意図 (対象をどのように変えるのか)

地域協議会の意見を市政に反映し、玉山区の地域振興を推進し、もって市全体の地域づくりに資する。また、本庁及び玉山総合事務所各課との連絡調整を行い、連携強化を図り、市の均衡ある発展に資する。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	23年度実績	24年度実績	25年度計画	25年度実績	26年度目標値
A 協議し了承を得た事項	<input type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input checked="" type="checkbox"/> 維持	件	28	38	38	21	31
B 委員からの提出意見数	<input checked="" type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input type="checkbox"/> 維持	件	6	2	3	4	5
C 委員からの提出意見数の内、市長に意見書を提出した件数	<input checked="" type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input type="checkbox"/> 維持	件	1	1	2	2	3

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	23年度実績	24年度実績	25年度計画	25年度実績
事業費	①国	千円	0	0		
	②県	千円	0	0		
	③地方債	千円	0	0		
	④一般財源	千円	2,226	2,446	3,101	2,212
	⑤その他( )	千円	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	2,226	2,446	3,101	2,212
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	600	600	600	600
	B 職員人件費 ⑥×4,000円	千円	2,400	2,400	2,400	2,400
計	トータルコスト A+B	千円	4,626	4,846	5,501	4,612
備考						

3 事務事業の評価 (See) . . . . .

(1) 必要性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

法律では地域協議会の基本的な条項のみを定めるに留められており、設置した市町村がそれぞれの実情に合わせた形で運営されるように配慮されている。このことから、当市では他の県内合併市町村に先駆けて独自の運営マニュアルを策定し、必要に応じて見直しを行いながら、適正な運営に努めており、所期の目的を達成しているところである。

② 市の関与の妥当性

法定事務であることから妥当である。

③ 対象の妥当性

法定事務であることから妥当である。

#### ④ 廃止・休止の影響

法定事務であり廃止はできない。

#### (2) 有効性評価（成果の向上余地）

平成 18 年度に地域協議会運営方針を策定後，必要に応じ随時見直しを行っている。今後も活動しやすい環境を整え，市政の中で有機的に機能するよう改善を行っていく必要がある。

#### (3) 公平性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

特定の受益者はいない。

#### (4) 効率性評価

地域自治区の設置期間である平成 27 年度末まで残り時間が少なくなる中，解決すべき課題等も多く，今後審議案件の多様化・複雑化も見込まれるため，費用削減は困難である。

## 4 事務事業の改革案（Plan）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

### (1) 改革改善の方向性

市政に関して市と協議会の相互理解や議論を深めるため，市各部等が協議会に対し積極的な情報提供に努めるよう促す。また，玉山区住民の声を市政に反映させるため，研修や玉山区地域づくり大会等の各種協議会事業を開催し，委員の情報収集や資質向上を促進する。玉山区設置期限が迫る中，合併後の玉山区の状況や課題を整理し，今後の地域のあり方を検討する。

### (2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

地域協議会の意見を施策に反映することについて，全庁的な認識が必要であるが，地域協議会の設置趣旨等について，本庁各部及び職員個々の間で温度差を感じる。また，地域住民にも地域自治区や地域協議会制度が十分に理解されていない。

玉山区地域づくり大会や地域協議会だよりなど，事業内容をさらに充実させて地域住民や本庁各部に PR していきたい。また，平成 25 年 3 月に立ち上げた「玉山区地域自治区制度検討会」において，地域自治区設置期限後の玉山区のあり方等について，主体的に議論を深める。

## 5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

### (1) 今後の方向性

- 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- 終了・廃止・休止

### (2) 全体総括・今後の改革改善の内容

法定事務であるとともに，法令に基づいた独自の運営マニュアルを策定し，必要な改正をしながら運営してきており，運営面は基本的に確立されたものと理解している。今後は，玉山区の地域活性化が更に促進するよう，区民の多様な意見を集約し，市政全体に反映されるよう運営してまいりたい。また，地域自治区設置期間終了後の玉山区のあり方について検討してまいりたい。